

(府勞連)

回 答

令和5年11月9日
人 事 局 長

(府労連)

去る令和5年10月18日に、府労連からご要求のありました諸事項につきましては、これまで数次にわたる事務折衝及び先般の課長交渉を通じまして、皆様方のご意見は十分に承ってまいったところでございます。

皆様方のご意見を、上司にも十分に伝えますとともに、この間、ご要求の諸事項全般につきまして、検討を行ってきたところでありますが、社会経済情勢が依然として厳しいことから、我々としても、その対応に苦慮しているところでございます。

とりわけ強くご意見のある諸点につきましては、その後も引き続き、鋭意検討を進めているところでありますが、これまでの交渉及び事務折衝を踏まえ、現段階での考え方を申し上げたいと存じます。

第1のご要求について、府労連との、これまでの良き労使関係については、今後とも維持してまいりたいと存じます。

我々としては、この基本的立場に立ちまして、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、府労連と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第2及び第3のご要求について、人事委員会勧告は、労働基本権制約の代償措置であることから、尊重することが基本と考えております。

本年10月に人事委員会から勧告のあった、公民較差を踏まえた月例給及び期末・勤勉手当の引上げ等の取扱いについては、国の取扱いや本府の財政状況等を踏まえ、検討しているところであり、未だ結論に至っておりません。

会計年度任用職員に対する勤勉手当については、他府県の動向等も踏まえつつ、鋭意検討しているところでございます。

第5のご要求について、通勤手当については、子育て中の職員等の負担軽減を図るため、令和6年度から、認定基準を緩和してまいりたいと存じます。

詳細につきましては、改めて協議したいと存じます。

第7のご要求について、管外出張等に伴う宿泊料については、実費額で支給できるよう検討してまいります。

第8のご要求について、職員の給与・勤務条件に関わる諸問題については、誠意をもって、皆様方と十分協議を行ってまいりたいと存じます。

第14のご要求について、子育て部分休暇の対象となる子の年齢引上げについては、鋭意検討しているところでございます。

知事部局における退職された職員の再採用については、令和6年度から、育児、介護、転職等により退職した職員を対象とした採用選考を実施してまいりたいと存じます。

詳細につきましては、改めてお示ししたいと存じます。

その他のご要求の諸事項については、先般、課長回答でお答え申し上げたとおりでございます。

ご要求に対する回答は、以上でございます。